

「仲裁法等の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要

- 意見募集の結果、仲裁法等の改正に関する中間試案（以下「試案」という。）に対し、合計１９通（団体から１３通、個人から６通）の意見が寄せられた。意見を提出した団体の名称と本資料中での略称は、別紙のとおりである。

- この資料では、試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】【反対】などの項目に整理し、意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに、理由等が付されているものについてはその関連部分の概要を紹介している。また、その他の意見については【その他の意見】などとしてその概要を紹介している。

なお、寄せられた意見の中で、表現等が異なっても同趣旨の意見と判断されるものについては、同一の意見としてとりまとめた。

第1部 仲裁法の見直し

(総論的事項に関する意見の概要)

- ・ 執行・保全の実現可能性及び簡便性の観点から、日本での国際仲裁利用を活性化させるために、暫定保全措置に関する規律を設けることに異存はない。一方、上記観点を踏まえると、2006年改正後のUNCITRAL国際商事仲裁モデル法（以下「改正モデル法」という。）の趣旨を損ねない範囲で暫定保全措置に関する要件を具体化することも望ましい。（法友会）
- ・ グローバル化が進む現代において、国際仲裁は、国際的な商事紛争を解決する手段として広く普及しており、最新の国際水準に見合った法制度を備える必要がある。我が国の国際仲裁を活性化させるためには、改正モデル法への対応を、早急に実現すべきである。（経団連）
- ・ 暫定保全措置の承認及び執行に関する規律を設けることは、我が国の仲裁地としての魅力を高めるために必須である。（JAA）
- ・ 我が国の仲裁法は、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法に準拠しているが、改正モデル法への対応が行われておらず、試案を踏まえた仲裁法等の改正を行い、我が国における仲裁の新たな規律が、商事紛争を解決したい当事者に対して示されることは意義がある。（連合）
- ・ 試案は、仲裁法制定後のモデル法改正等に対応したものであり、基本的には賛成である。（個人）

第1 暫定保全措置に関する規律

1 暫定保全措置の定義（類型）

- (1) 仲裁法第24条第1項を、次のように改める。

仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、その一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、暫定措置又は保全措置を発することができる。

- (2) 仲裁法第24条第1項に規定する暫定措置又は保全措置とは、仲裁判断があるまでの間、仲裁廷が当事者に対して一時的に次の各号に掲げる措置を講ずることを命ずるものをいう。

- ① 仲裁手続に付された民事上の紛争の対象の現状を変更しない措置又はその現状が変更されたときはこれを原状に回復する措置
- ② 現に生じ若しくは急迫した損害若しくは仲裁手続の円滑な進行の妨害を防止する措置又はこれらの損害若しくは妨害を生じさせるお

そのある行為をやめる措置

- ③ 仲裁判断を実現するために必要な財産を保全する措置
- ④ 仲裁手続に付された民事上の紛争の解決のために必要な証拠を保全する措置

(意見の概要)

【賛成】大阪弁， J A A， 日弁連

- ・ 仲裁廷が命ずることができる暫定保全措置の内容を明確にする規律を設けることは有益である。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 暫定保全措置の申立てに当たり，どこまで債務者の財産を特定する必要があるかについては，仲裁機関の規則等で必要に応じて補足するなどの方法も含め，引き続き検討していく必要がある。(法友会)

2 暫定保全措置の発令要件

(1) 前記1(2)①から③までの規定に基づく暫定措置又は保全措置の申立てをするときは，次の各号に掲げる事項を証明しなければならない。

- ① 申立人に生ずる著しい損害を避けるため当該暫定措置又は保全措置を必要とすること。
- ② 本案について理由があるとみえること。

(2) 前記1(2)④の規定に基づく暫定措置又は保全措置の申立てについては，前記(1)各号の規定は，適用しない。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁， J A A， 日弁連

- ・ 暫定保全措置の定義(類型)について明文の規律を整備することとした場合，その発令要件についても，関係者の予測可能性を確保する観点から，明文の規律を整備することが相当である。(日弁連)

【反対】個人

- ・ 試案では，暫定保全措置を求める当事者に生ずる損害を避けるために必要があることを発令要件としているところ，紛争類型によっては，当事者以外の者

に生ずる損害の回避を目的とした暫定保全措置（薬害や環境被害を回避するための操業停止措置等）を求める場合も考えられることから、上記2(1)のように発令要件を限定することには慎重になるべきである。（個人）

【その他の意見】

- ・ 仲裁のメリットである柔軟な判断確保という観点から、一定の仲裁廷の裁量が必要ではあるものの、上記2(1)①及び②の要件はいずれも不明確である。上記①の要件については、仲裁の実務上の運用を踏まえ、その内容を一定程度明らかにすることが望ましく、上記②の要件については、どの程度の証明が必要になるのかを明確にすべきである。（法友会）
- ・ 上記2(1)①の「申立人」が、暫定保全措置の申立てをした者を指す旨が明確でないので、下記3にあるように、「暫定保全措置の申立てをした当事者」という表記にするのが相当である。（個人）
- ・ 改正仲裁法が改正モデル法を採用したものであることを国際的に示し認知される必要があることから、上記2(1)の発令要件については、改正仲裁法の条文の文言を可能な限り改正モデル法に合わせる必要がある。（個人）

3 暫定保全措置の担保

仲裁法第24条第2項を、次のように改める。

仲裁廷は、暫定措置又は保全措置の申立てをした当事者に対し、前項の暫定措置又は保全措置を発するについて、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。

（意見の概要）

【賛成】大阪弁，JAA，日弁連

- ・ 現行仲裁法第24条第2項が定める担保は、これを提供した当事者（暫定保全措置の申立人）が反対当事者（暫定保全措置に従った当事者）に対して負う損害賠償債務の担保としての性質を有すると解されており、仲裁廷が担保提供を命ずることができる者を暫定保全措置の申立人に限定することは相当である。（日弁連）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 例えば仲裁機関の規則等で必要に応じて定めるなどの方法も含め、一定程度

の担保額の目安を明確にすべきである。(法友会)

4 予備保全命令

予備保全命令については、特に規律を設けないものとする。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，J A A，日弁連

- ・ 仲裁廷が一方のみの申立てを聴いて暫定保全措置を命ずることができるかについては議論があること、密行性がある場合の保全処分としては裁判所の仮差押えや係争物仮処分（それらの異議，取消手続を含む。）を申し立てる方法が残されていることに照らして、予備保全命令を置いた場合に、現行の裁判所の保全措置との解釈との整合性がなり得るとともに、実務的実益が少ないことを総合的に勘案すると、今回の改正では追加制度としての予備保全命令を置かないことが相当である。(日弁連)

【反対】なし

5 暫定保全措置の変更等

仲裁廷は、当事者の申立てにより、仲裁法第24条第1項の規定により発した暫定措置又は保全措置を取り消し、変更し又はその効力を停止することができる。ただし、仲裁廷は、特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、職権で、暫定措置又は保全措置を取り消し、変更し又はその効力を停止することができる。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，J A A，日弁連

- ・ 仲裁廷がいかなる場合に暫定保全措置を取り消し、変更し又はその効力を停止することができるかを明確にすることは適切である。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 暫定保全措置の変更等の申立てが認められる場合や、仲裁廷が職権で暫定保全措置の変更等を行うことができる場合が、どのような場合であるのか、明確にすべきである。(法友会)

6 事情変更の開示

仲裁廷は、いずれの当事者に対しても、暫定措置若しくは保全措置又はその申立ての基礎となった事実に係る重要な変更について、その速やかな開示を求めることができる。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁， J A A， 日弁連

- ・ 当事者に対して暫定保全措置についての事情変更を開示することを可能とする仲裁廷の権限を定める規定を設けることは適切である。(日弁連)

【反対】なし

7 暫定保全措置に係る費用及び損害

- (1) 暫定措置又は保全措置をした後において、その要件を欠くことが判明したときは、仲裁廷は、いつでも、暫定措置又は保全措置の申立てをした当事者に対し、当該措置によって他の当事者に生じた全ての費用及び損害の賠償を命ずることができる。
- (2) 前記(1)の命令は、仲裁判断としての効力を有する。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁， J A A， 日弁連

- ・ 事後的に暫定保全措置の発令が不当であったことが判明した場合において、当該措置に係る費用及び損害の賠償を当該措置の申立人に命ずることができる規定を設けること及びその命令が仲裁判断としての効力を有することを明確にする規定を設けることは適切である。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 暫定保全措置が発令された後に、判断が覆ることを認め、損害賠償を命ずることを認めるのであれば、当事者に対する不意打ちにもなることから、どのような場合に「要件を欠く」こととなるのか、明確にすべきである。(法友会)

8 暫定保全措置の承認及び執行

(1)ア 暫定措置又は保全措置（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下、この(1)及び(2)において同じ。）は、その効力を有する。ただし、当該暫定措置又は保全措置に基づく民事執行をするには、後記(2)による執行決定がなければならない。

イ 前記アの規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合（①から⑧までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。）には、適用しない。

- ① 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
- ② 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。
- ③ 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続（暫定措置又は保全措置に関する部分に限る。以下④及び⑥において同じ。）において、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされる通知を受けなかったこと。
- ④ 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。
- ⑤ 暫定措置又は保全措置が、仲裁合意若しくは当事者間の別段の合意又は暫定措置若しくは保全措置の申立ての範囲を超えて発せられたものであること。
- ⑥ 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであったこと。
- ⑦ 仲裁廷が暫定措置又は保全措置の申立てをした当事者に対して相応な担保を提供すべきことを命じた場合において、その者が当該命令に違反したこと。
- ⑧ 暫定措置又は保全措置が仲裁廷（仲裁地が属する国（当該暫定措置若しくは保全措置に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあつては、当該国）の法令によりその権限を有する場合には、当該国の裁判所）により取り消され、又はその効力を停止されたこと。
- ⑨ 暫定措置又は保全措置が日本の法令によって執行することができないものであること。（注）

⑩ 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

⑪ 暫定措置又は保全措置の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

ウ 前記イ⑤に掲げる事由がある場合において、当該暫定措置又は保全措置から同⑤に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該暫定措置又は保全措置のその他の部分をそれぞれ独立した暫定措置又は保全措置とみなして、前記イの規定を適用する。

(2)ア 暫定措置又は保全措置に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（暫定措置又は保全措置に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）を求める申立てをすることができる。

イ 前記アの申立てをするときは、暫定措置又は保全措置の命令書の写し、当該写しの内容が暫定措置又は保全措置の命令書と同一であることを証明する文書及び暫定措置又は保全措置の命令書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、暫定措置又は保全措置の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文の提出を要しないものとすることができる。

ウ 前記アの申立てを受けた裁判所は、暫定措置又は保全措置の取消し、変更又はその効力の停止を求める申立てがあったことを知った場合において、必要があると認めるときは、前記アの申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、前記アの申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

エ 前記アの申立てに係る事件は、仲裁法第5条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる裁判所及び請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

オ 裁判所は、前記アの申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

カ 前記アの申立てに係る事件についての仲裁法第5条第3項又は前記オの規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

キ 裁判所は、後記ク又はケの規定により前記アの申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。

ク 裁判所は、前記アの申立てがあった場合において、前記(1)イ各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合(同イ①から⑧までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。

ケ 前記(1)イ⑤に掲げる事由がある場合において、当該暫定措置又は保全措置から同⑤に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該暫定措置又は保全措置のその他の部分をそれぞれ独立した暫定措置又は保全措置とみなして、前記クの規定を適用する。

コ 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、前記アの申立てについての決定をすることができない。

サ 前記アの申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(注) 本文 8(1)イ①から⑪までの規律は、いずれも暫定保全措置が効力を有しないこととなる事由で、かつ、執行決定の申立てを却下することができる事由として提案するものであるが、同⑨の規律については、執行決定の申立てを却下することができる事由としてのみ定めるとの考え方もある。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁， J A A， 日弁連

- ・ 暫定保全措置の承認及び執行に関する規定を設けることは適切である。上記 8(1)の規律の内容は、改正モデル法を反映しており、適切である。上記 8(2)の規律の内容は、仲裁判断の執行決定に係る関連規定(仲裁法第 4 6 条第 2 項ないし第 1 0 項)に倣った内容であり、裁判所が相当と認める場合に暫定保全措置の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文の提出を要しないとす規定も含め、適切である。(日弁連)

【その他の意見】

- ・ 裁判所が執行決定手続を中止することができる基準を明確化すべきである。同基準が不明確であると、被申立人がとりあえず暫定保全措置の変更等の申立てをするという実務になることが予想される。(法友会)
- ・ 上記 8(1)イ④の事由について、要件の明確性が十分ではないため、審理判断に困難を来すおそれがあるとの指摘や、同⑨及び⑪の事由について、具体的にどのようなものがこれらの事由に該当すると想定されるかが明らかにされ

- ていないと、判断が不安定になるおそれがあるとの指摘があった。(最高裁)
- ・ 上記8(2)について、執行拒否事由が認められるが、裁判所の裁量により執行決定の申立てを却下することができるのかがどのような場合なのかが明らかではないため、審理判断に困難を来たすおそれがあるとの指摘があった。(最高裁)
 - ・ 上記8(1)アの「その効力を有する」という文言だけだと、何を定めているのかが分かりづらい。同ア及びイは、暫定保全措置が同イに掲げる事由がある場合を除き、効力を有することを示しているものと理解できるから、同アと同イを一つにまとめた規定とするのが分かりやすいと考える。(個人)
 - ・ 上記8(2)コについて、裁判所が相当と認めた場合でないのに暫定保全措置の命令書の訳文を提出しないなど、手続の形式的な要件を欠く場合には、口頭弁論や審尋期日を経なくても却下決定ができるものとするとも考えられる。(個人)
 - ・ 上記8(2)ウについて、「申立てがあったことを知った場合において」との規定が提案されているが、仲裁法第46条第3項は「申立てがあった場合において」と規定していることから、同項の文言に合わせるべきである。(個人)

第2 仲裁合意の書面性に関する規律

- 1 仲裁法第13条第2項を、次のように改める。
仲裁合意は、書面によってしなければならない。
- 2 仲裁法第13条第3項として、次の規定を加える。
仲裁合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意が口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によってされたものとする。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，JAA，日弁連

- ・ 仲裁法第13条第2項の定めは通信技術の発展を反映していない内容となっており、改正モデル法を反映した改正を行うことは適切である。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 改正モデル法オプションIの第7条第6項は、仲裁条項が記載された他の文

書を引用する契約に書面性が要求されていた点を改め、書面性を不要としていることから、この点に対応した改正もすべきである。(個人)

第3 仲裁関係事件手続に関する規律

1 仲裁関係事件手続における管轄

仲裁法第5条において、同条第1項及び第2項の規律に加え、次のような規律を設ける。

(1) 仲裁地が日本国内にある場合において、第1項の規定による管轄裁判所が定まらないときは、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(2) 第1項に規定する事件について、同項第3号の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その申立てをすることができる。

ア 東京高等裁判所，名古屋高等裁判所，仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）

東京地方裁判所

イ 大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）

大阪地方裁判所

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，経団連，J A A，日弁連

- ・ 適正化・迅速化の観点から、東京地方裁判所と大阪地方裁判所に競合管轄を認めることに賛成する。(大阪弁)
- ・ ノウハウの蓄積、外国語への対応、人材育成を一層推進する観点から、将来的には専属管轄を認めることも視野に検討すべきである。(経団連)
- ・ 国際仲裁関係事件手続については、特に高い専門性と経験が求められるため、ゆくゆくは、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の専属管轄とすることも検討すべきである。(J A A)
- ・ 仲裁関係事件手続が適正・迅速・安定的に行われるようにするためには、仲裁手続の特質並びに仲裁手続及び裁判手続の関係について専門的知識と経験を有し、国際仲裁については、外国語の対応能力も有する裁判所に管轄を集中させることが相当である。そこで、東日本については東京地方裁判所に、西日本については大阪地方裁判所に管轄を集中することが相当である。

他方で、上記のとおり管轄を集中させる場合には、集中管轄裁判所の遠隔地に所在する当事者にとっては、裁判手続へのアクセスに支障が生じ、その利便性を損なうという懸念がある。そのような問題点は、現行の仲裁法の管轄裁判所と東京地方裁判所・大阪地方裁判所との競合管轄とすることにより回避できる。

また、仲裁地が日本であるにもかかわらず、仲裁法第5条第1項の規律によって管轄裁判所が定まらない場合にも仲裁関係事件手続を行う必要があることから、最高裁判所規則により、民事訴訟法第10条の2と同様の規律を設けるのが相当である。

なお、仲裁関係事件手続を適正・迅速・安定的に行えるようにする必要性は、仲裁法第5条第1項第3号によって管轄裁判所が定まる場合に限らず、同項第1号や第2号によって管轄裁判所が定まる場合にも認められることから、同項第1号又は第2号の場合にも、東京地方裁判所・大阪地方裁判所との競合管轄を認めることも併せて検討すべきである。

国際仲裁を含む仲裁関係事件手続については、今後の運用の実情も踏まえて、将来的には、東京地方裁判所・大阪地方裁判所の専属管轄化も検討する必要がある。(日弁連)

【反対】個人

- ・ 競合管轄が認められている知的財産権に関する事件と異なり、仲裁関係事件手続の「専門技術性」が高いといえるかには疑問がある。裁判所は公序の問題を除けばもっぱら仲裁手続の問題を扱うのであるから、仲裁の対象となる事案や紛争が「専門技術性の高い事件」であるからといって、仲裁関係事件も「専門技術性の高い事件」であるとはいえない。「専門的な事件処理態勢」とは要するに外国語の翻訳ができるか否かという問題であるから、訳文添付やその省略が、東京及び大阪の競合管轄を認めるべき理由とはならない。

仲裁は私的自治に基づく制度であることから、当事者が合意してもいない裁判所に管轄を認めることには慎重になるべきである。(個人)

【その他の意見】

- ・ 仲裁関係事件の専門技術性に鑑みると、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に競合管轄を認めることが望ましいとの意見があった。(最高裁)
- ・ 日本を仲裁地とする国際仲裁に関する裁判手続の管轄を、国際仲裁及びそれに関する裁判手続の知識・経験並びに外国語の十分な読解能力を有する裁判所に可能な限り集中させるべきである。この観点から、試案の内容は、一定の

評価をすることができるが、国際仲裁に関する裁判手続については、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に専属管轄を認めるべきである。

仮に競合管轄を認めるとしても、実務上、審問の場所を特定するためにあえて日本国内の特定の地域が仲裁地と指定されている場合もしばしばあることから、このような場合に備え、仲裁法第5条第1項第2号の場合にも、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の競合管轄を認めるべきである。(JILA)

2 仲裁関係事件手続における移送

仲裁法第5条において、同条第3項の規律に加え、次のような規律を設ける。(注)

裁判所は、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を第2項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。

(注) この規律を新設する場合には、仲裁法第44条第3項及び第46条第5項を削るなど、所要の整備を行うことが考えられる。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，日弁連

- 東京地方裁判所・大阪地方裁判所以外の管轄裁判所に申し立てられた場合であっても、上記1記載の要請から相当の理由があれば、当事者の申立て又は裁判所の職権で、集中管轄権を持つ裁判所への移送ができるようにすることにより、手続の適正・迅速・安定性を確保する途を設けることが相当と考えられる。(日弁連)

【反対】個人

- 上記1において競合管轄を認めなければ、裁量移送を認める必要もない。競合管轄を認めた上で裁量移送も認めるとなると、当事者が合意した裁判所で行われていた仲裁関係事件も、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に職権で移送することができることになり、私的自治の理念はますます後退する。(個人)

3 仲裁関係事件手続における外国語資料の訳文添付の省略

(1) 仲裁法第46条第2項を、次のように改める。

前項の申立てををするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、仲裁判断書の全部又は一部について日本語による翻訳文の提出を要しないものとするすることができる。

(2) 外国語で作成された書証の訳文添付について、次の規律を設ける。

裁判所は、外国語で作成された文書を提出して書証の申出がされた場合においても、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、その文書の訳文を添付することを要しないものとするすることができる。

（意見の概要）

【賛成】大阪弁，経団連，日弁連

- ・ 外国語資料の訳文添付の省略については、時間的・金銭的なコスト軽減につながり得るものであり、広く認めるべきである。訳文添付が不要となる事件や文書の対象範囲を具体的かつ明確に示すべきである。（経団連）
- ・ 上記(2)について、仲裁関係事件手続における迅速性を確保し、当事者の負担を軽減して、国際仲裁を活性化させるためには、裁判所に提出する証拠書類については、訳文の添付を不要とすることも検討する必要がある。他方で、そのことにより、裁判手続の公正を欠き、当事者の手続保障に欠けることとなることは避けるべきである。この観点から、裁判所が諸般の事情を総合的に斟酌し、当事者の意見を聴いて、相当と考える場合には訳文添付を不要とする扱いはできる規律とすることが相当である。

上記(1)について、仲裁法第46条第2項の規定は、申立ての趣旨・仲裁判断の特定に必要であること等を理由とするものであることから、当事者の申立てにより、裁判所が訳文がなくとも申立ての趣旨・仲裁判断の特定が可能であると判断する場合には、訳文の添付は必要ないと考えられる。この観点から、上記(1)の規律は相当である。（日弁連）

【反対】個人

- ・ 上記第1の8(2)イ及び上記3に共通して、裁判手続の構成要素について日本語への翻訳を不要とすることは、日本語以外の言語を用いることができる例外を定めていない裁判所法第74条との間に深刻な矛盾が生じる。また、訳文

添付の省略を広く認める言語とこれを認めない言語を裁判所が決めることによる国際関係への影響を考えると、訳文添付の省略それ自体の適否についても、慎重に検討すべきである。(個人)

【その他の意見】

- ・ 上記第1の8(2)イ及び上記3に共通して、どのような場合に翻訳文の提出を要しないものとするのが相当と認められるのかを、明確にすべきである。(法友会)
- ・ 訳文添付の省略の規律を設ける場合には、裁判官が交代し訳文を必要とすると判断した場合や、抗告審の裁判官が訳文を必要とすると判断した場合に、その時点で改めて訳文添付を求めることができる規律を設けることも必要であるとの指摘があった。(最高裁)
- ・ 訳文添付の義務付けによって裁判費用が高額となり得ることや、被申立人側が防御戦術としてあえて訳文添付を求めることも想定されることから、英語で作成された仲裁判断書や書証については、原則として訳文添付を不要とすべきである。(J I L A)

第4 試案の補足説明25頁の(後注)について

(後注) 仲裁法第45条第1項本文は、仲裁判断について確定判決と同一の効力を有するとしつつ、同条第2項は、同項各号に定める事由のいずれかがある場合には、第1項の規定は適用しないこととしている。これらの規律によれば、同法第44条の規定によることなく、日本又は外国の裁判所において、上記の各事由のいずれかが存在すると判断され、仲裁判断の効力が否定され得ることとなるから、仲裁判断の効力が否定される場面を限定する方向で、同法第45条第2項の規律を改めることを検討してはどうかとの意見があった。もっとも、この点については、我が国の仲裁法は改正前のモデル法に対応しているものと評価されているところ、仲裁判断の承認については改正モデル法において規律が改められていないことなどを踏まえ、慎重に検討する必要があるものと考えられる。

(意見の概要)

【改正が必要であるとする意見】 個人

- ・ 現行仲裁法第45条第2項は、執行拒絶事由がある場合に、仲裁地での仲裁判断取消しの申立てに拠らずして他国での仲裁判断と抵触する内容の訴訟の提起を許すこととなり、仲裁判断の既判力を実質的に無効化することができ

てしまうため、日本を仲裁地として選んでもらうことを望む昨今の状況下においては、これを改正することが望ましい。(個人)

【改正が不要であるとする意見】個人

- ・ 仲裁法第45条の規定によれば、仲裁判断取消しの申立てによることなく、仲裁判断が援用された訴訟手続において取消事由を主張することができるが、これは、仲裁法第45条第1項及び第2項が、それぞれモデル法第35条第1項、第36条第1項に対応するものとして規定されたことによるものである。モデル法上、当事者は、仲裁判断の承認を裁判所に求めることができるが、それ以外にも、訴訟手続において仲裁判断を援用することもできる。いずれの場合も、相手方が仲裁判断の承認拒絶事由(取消事由と実質的に同一)を主張し、裁判所がその効力を否定すべきであると判断したときは、仲裁判断は承認されず、仲裁判断を援用することもできない。モデル法は、いわゆる仲裁判断の当然無効の立場をとっており、仲裁判断は裁判所により取り消されるまでは、その効力を有するという考え方を採用していない。

仲裁判断の当然無効の立場をとることの問題点として、仲裁判断後、不利な判断を受けた当事者が自国の裁判所に仲裁判断と抵触する内容の訴訟を提起し、その訴訟手続で仲裁判断取消事由を主張することができるとの指摘がある。しかし、その国がニューヨーク条約の締約国である場合、仲裁判断の効力は同条約第5条が定める承認拒絶事由(我が国の仲裁法が定める取消事由と実質的に同一である。)に基づき決せられることとなる。仲裁判断後、不利な判断を受けた当事者が自国の裁判所に仲裁判断と抵触する内容の訴訟を提起する場合、仲裁判断が取り消されておらず日本法上は有効であっても、それに関係なく、当該国の裁判所において、仲裁判断の効力は、ニューヨーク第5条が定める承認拒絶事由の有無に基づき決せられることになる。したがって、仲裁判断の当然無効の立場をとるか否かによって、結論は異なる。(個人)

第2部 調停による和解合意の執行決定等に関する規律の創設

(総論的事項に関する意見の概要)

- ・ 国際調停では、和解合意に執行力を付与する手段に乏しいという実情がある。企業間紛争において、執行力が付与されない手段の利用は難しく、スピード感をもって、国際水準に見合った法制度への対応を進めるべきである。(経団連)
- ・ 今後、シンガポール条約の加盟国が増加し、国際調停における和解合意に執

執行力を認める国々が増える場合には、日本企業が外国企業等との間で生じた紛争を調停で解決することを望む場合であっても、相手方外国企業が主に財産を有する国では国際調停における和解合意に執行力が認められているのに対して、日本企業が通常多くの財産を有する日本では国際調停における和解合意に執行力が認められていないとすると、相手方外国企業としては国際仲裁ではなく国際調停により紛争を解決するインセンティブが削がれてしまうおそれがある。よって、日本企業による国際調停の利用可能性を最大限確保する観点から、日本において国際調停による和解合意に対して執行力を付与すべきものとする。（J I L A）

- 必要な国内法制を整備の上、シンガポール条約に調印し、国際調停の分野で日本が主体的な役割を果たすことが重要であり、かつ、そのための貴重なチャンスが今訪れている。これを逃すことは国際調停と両輪をなし補完し合う国際仲裁の促進にも致命的なダメージを与えることになりかねず、絶対に許されない。国際性を有する調停による和解合意に執行力を付与する国内法制の整備及びシンガポール条約へのオプトイン留保付調印の早期実現を強く求める。（J A A）
- 説明義務や十分な選択の機会を設ける等一定の条件を付した上で、民間調停機関の和解合意に執行力を付与することにより解決する紛争も存在することから、利用者の利便性が一定程度向上することが考えられる。よって、一定の条件を満たす機関であり、かつそれを選択する場合は、その和解合意につき執行力を付与することに賛成する。一方、調停は訴訟手続のように証拠調べを手続的に担保されているわけではなく、むしろ証拠等が不十分なケースが調停になるケースが多い。そのような現状を鑑みると、当事者の合意と調停人である第三者の介入ということだけで執行力を付与してよいものか疑問がないわけではないため、今後の十分な議論を期待したい。（日司連）
- シンガポール条約などの国際的動向に対応した法整備を行うことに、基本的には賛成する。（J I P A C）
- シンガポール条約が発効したことに照らし、我が国も将来的に同条約を締結する可能性を視野に入れて、同条約の規律との整合性に配慮した国内法制を整備する必要がある。（連合）
- 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設についても、公正性の担保など手続の質が確保されている手続によることを前提としつつ、基本的には和解を主宰する機関・手続においてこれに対応するかを決定する選択の問題であり、執行力の付与を予定することには賛成する。（個人）
- ある文書について執行力を付与するためには、国家による実力行使を正当化

し得るだけの実質を備えているのかを検討する必要があるところ、このような検討がなされた形跡は見当たらない。債務名義として扱う意味やその実質を意識した議論がされていれば、調停の前提となる「紛争」性について「解釈に委ねられる」という議論にはならないとも考えられるし（紛争性の有無は、調停による解決の必要性だけでなく、当事者の当該調停に対する関与の真剣さにも影響を与える要素であり、手続保障の観点からも重要な要素というべきである。）、手続保障を確保する役割を担う者の資質を全く問わないかのような議論にもならないと考えられるから、このような議論の在り方には深い憂慮を覚える。（個人）

1 定義

この法律（注）において、「調停」とは、その手続の名称や実施の原因にかかわらず、当事者が、一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争（当事者が和解をすることができるものに限る。）について、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない一人又は二人以上の第三者（以下「調停人」という。）の仲介により、和解による解決を試みる手続をいうものとする。

（注）調停による和解合意に執行力を付与することとする場合、その根拠となる法律を指して「この法律」と記載しているものであり、法制について予断するものではない。

（意見の概要）

【賛成】大阪弁，日弁連

- ・ シンガポール条約では当事者間に「契約若しくはその他の法律関係から生じた紛争又はこれと関連する紛争」があることが前提となっていると考えられること、民事調停法及び仲裁法の規定との整合性から、「一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する（既に生じている）民事上の紛争」とする旨の規律を設けることに賛成する。（大阪弁）
- ・ 調停人の資格等は、国際商事調停に限る場合、執行力を付与することの正当化根拠（裁判所による執行決定の手続など）が確保されるのであれば、必ずしもその対象を限定する規定を設ける必要はない。（大阪弁）
- ・ 調停が行われる対象は法律上の紛争に限られないが、執行力を付与することになる場合の対象となる調停の定義については、執行力を付与する関係上、提案のように「紛争」を限定することは合理性がある。この関連でUNCITRAL国際商事調停モデル法の条項を参考にすることは首肯できる。（日弁連）

【反対】個人

- ・ 民事執行法第22条に列挙された文書は、いずれも厳重な手続保障の下で成立する文書であり、債務名義としての実質を備えることが保証された文書である。このような文書と同等に扱う調停合意の作成者（調停人）について、何ら制限を設けないというのは、債務名義に対する理解や洞察を欠くものとの誹りを免れない。（個人）

【その他の意見】

- ・ 民法第695条は当事者が「互いに譲歩」をしたことを和解の要素としていることから、例えば当事者の一方が全ての請求や主張を放棄する場合のように互譲の余地がない場合にもここにいう調停に当たるのか疑問が残る。調停がその手続も結論も全て当事者の合意に基づくことからすると、「合意による解決を試みる手続」と定義することが考えられる。（個人）

2 適用範囲

【甲案－国際性を有する和解合意のみを適用対象とする案】

(1) この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。ただし、和解合意の成立の時に、次に掲げる事由のいずれかがあるときに限る。

- ① 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所、事務所又は営業所を有するとき。
- ② 当事者の全部又は一部が住所、事務所又は営業所を有する国が、和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地又は和解合意の対象である事項と最も密接な関係がある地と異なるとき。
- ③ 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして別途定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。
- ④ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるとき。

(2) 前記(1)①及び②の適用において、当事者が二以上の事務所又は営業所を

有するときの事務所又は営業所とは、和解合意の成立の時に於いて、当事者によって知られていたか又は予期されていた事情に照らして、和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所をいう。

【乙案－国際性を有する和解合意に限定せず、国内の事案も適用対象とする案】

乙1案

この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。

乙2案

甲案に、次の規律を加える。

(3) この法律は、前記(1)の規定にかかわらず、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第3号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により成立した和解合意について適用する。（注）

（注）乙2案は、国際性を有しない和解合意につき、対象となる和解合意の範囲に一定の制限を設ける規律を提案するものであり、その一例として、認証紛争解決手続により成立した和解合意を対象とすることを記載しているが、その範囲について他の規律を設けることを排除するものではない。

（意見の概要）

【甲案に賛成】法友会，J A A

- ・ 国際商事分野における紛争解決方法の選択肢に限りがある現状を踏まえると、とりわけ国際調停に関してはスピード感をもって法整備を進める必要があると考えている。もっとも、国際調停に係る法整備を迅速に行う障害にならないのであれば、乙1案や乙2案を採用することも考えられる。（法友会）
- ・ 国内の事案に関しても適用対象とすることについて同時に検討することで国際性を有する和解合意についての国内法整備が遅れることは絶対に避けるべきであり、国内の事案に関して早期の国内法制化が難しい場合には、まずは国際性を有する和解合意について国内法整備を先行させるべきと考える。（J A A）

【甲案に反対】日司連

- ・ 国際性を有する紛争の執行力の付与については、その特殊性から必要性については理解できるが、機関や紛争類型等により限定的にするとしても、国際性

を有するかどうかは、紛争あるいは紛争解決の本質とは無関係であり、国際事件のみに執行力を付与する合理的根拠はないと思われる。(日司連)

【乙1案に賛成】なし

【乙1案に反対】最高裁，日司連，日弁連

- ・ 裁判所のスクリーニング機能には限界があり，執行拒否事由の審査のみで弊害を回避できるかは疑問がある。(最高裁)
- ・ 調停による和解合意を全て対象にすると，不適切な内容の和解合意にまで執行力を付与してしまう結果になりかねず，あるいは，執行可能な文言になっていない等の理由により執行決定の申立てが却下される事態が多発するおそれもある。(最高裁)
- ・ 調停手続においては，その手続中に履行確保の手続が含まれる場合もあり，それがADRの特徴でもある。そのようなケースでは執行力を付与する必要もなく，ADRの長所を減ずる方向になることを危惧する。全ての和解合意について執行力を付与するというのは，執行力の効果を考えると難しいと思われるが，どのような線引きになるのかによって賛否は分かれ，利用する側からすれば分かりにくい仕組みとなり，ADRの利用促進という面からデメリットとなる。(日司連)
- ・ 民事事件一般にわたる和解合意について，調停手続の簡易性・利便性から，調停の実情は調停機関や調停人によって大きく異なり，当事者間の相対交渉による和解契約と区別することが難しい場合も含まれる可能性が典型的に高まる。また，民事事件一般を念頭に置いた場合，多種多様な調停条項が想定されるところ，執行力が付与される必要十分な文言か否かが判然としない条項が作られ，その結果として執行することができず，ADRに対する信用が低下するおそれを否定することができない。他方で，定型的な債務名義を乱造する機関の登場や暴力団等の反社会的勢力による介入の可能性も否定できない。(日弁連)

【乙2案に賛成】大阪弁，仙台弁，ADR協会，日司連，JAREA，日弁連，連合，個人

- ・ 国際商事調停の和解合意に執行力を付与することは必要性があり，かつ弊害が少ない。国際性を有しない調停による和解合意に執行力を付与することは，調停による紛争解決の実効性や利用価値を高め，国内における調停の活性化に資するものであるが，その範囲を無限定に広げると，実体的・手続的正当性

が担保されない和解合意も含まれ、弊害が生じるおそれがある。認証紛争解決機関及び「複数の役員を有し、その過半数が弁護士であることを要件とする調停機関（例えば弁護士会が運営する紛争解決機関等）」が運営・手続遂行に関与する調停手続によれば、実体的正当性・手続的正当性が担保されるため、和解合意に執行力を付与することを認めることができる。（大阪弁）

- ・ 乙2案を基礎とするものの、執行力を付与する対象となる和解合意については、認証紛争解決手続により成立した和解合意に加えて、弁護士会が運営し、かつ、弁護士が調停人として関与した調停手続による和解合意も適用範囲にするべきである。弁護士は和解を固有業務の1つとする者であり（弁護士法第72条）、弁護士会は弁護士によって組織される法人であるから、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律による認証を受けなくとも弁護士会は弁護士を調停人とする和解を業として行うことができる。弁護士会が運営し弁護士が調停人として関与した調停手続は、和解合意手続が整備され、類型的制度的に両当事者の真意に基づく合意が担保されている手続であるといえる。

（仙台弁）

- ・ ADRにおいても、解決の内容によっては将来に履行の問題を残さざるを得ない場合があり、そうした場合に強制執行の利用が容易に認められる司法型ADRとの比較において、認証ADRにおいて一律にそうした可能性を排除することは、利用者の視点から見れば後者の魅力を減殺するものであるとの評価もあり得、また、ADRの多様性を尊重する観点からは、強制執行の利用可能性を重視する当事者のニーズやそれが意味を持つ解決類型が一部で存在するのであれば、そうしたニーズに答える可能性は用意しておいてよいという見方もあり得る。（ADR協会）
- ・ 乙1案の線引きの例としてはわかりやすいが、そもそも裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律は、調停機関としての公平性や調停手続の透明性等を担保するためのものであり、弁護士関与制度以外は、和解合意に執行力を付与することを担保するための措置はとられていないのであるから、認証紛争解決機関であるということのみをもってその和解合意に執行力を付与することには疑問がある。よって、併せて他の規律を設ける方向で検討していくことを条件として、乙2案に賛成する。（日司連）
- ・ 国内の事案においても執行力を付与する必要性が高いものは存在する。認証紛争解決手続においては手続の公正かつ適正な実施が一定程度担保されている。なお、法曹有資格者等が調停人として関与した和解合意も対象とするべきと考える。（JAREA）
- ・ 国内調停の和解合意にも執行力を認める必要性が一定程度認められるため、

民事執行をすることができる旨の当事者の合意を要件とし、執行決定制度と執行拒否事由を規定することにより、一定の紛争を除外した民事事件の認証紛争解決手続（及びその他の一定の調停手続）により成立した和解合意につき、実体的正当性及び手続的正当性を確保でき、弊害を制度的に十分に小さくし得ると考える。乙2案については、乙1案で表明された懸念は該当しない。ただし、弁護士が調停人として関与する手続又は弁護士が調停機関の運営・手続遂行に関与する調停手続を含めることが必要と考える。これらの調停手続は、認証の有無にかかわらず、弁護士が和解を行うことが弁護士法に基づく固有業務の一つであることに照らし、本来的に実体的正当性及び手続的正当性の確保を基盤とする調停手続と言えるからである。なお、乙2案について、早期の国内法制化が難しい場合には、まずは国際性を有する事案について国内法整備を先行させることも十分に検討に値すると考える。（日弁連）

- 国内事案も対象として段階的に進めていくのが良いと考える。乙2案について、範囲を認証ADRに限ると、論理的な説明が非常に難しいが、政策的判断として一定の範囲を設けながら段階的に進めていくことは重要である。（連合）
- あえて国際性を有する和解合意のみに対象を限定する必要はない。対象を認証ADRに絞るかについては検討の余地もあるが、これはむしろ、いかなるADRに認証を与えるかという規律の問題であると考えられる。（個人）
- 乙2案に賛成するが、弁護士会の実施するADR（又は弁護士を手続実施者とするADR）を対象に加えるという法制には反対する。認証ADR機関による調停利用に係る法的効果として時効中断効等があるが、これらの法的効果については無認証の弁護士会ADRには当然ながら認められていない。執行力の付与についてはこれまでのどの法的効果よりもインパクトのある法的効果となり得るものであり、それをADR法の法的効果との整合性を図ることなく無認証の弁護士会ADRにも適用することは、ADR法の存在を骨抜きにしかねない懸念が残るだけでなく、無認証の弁護士会ADRの手続を利用する国民にADR法による法的効果をも受けられるものと誤認させる可能性があり看過できない。既に正規の手続を経て認証を取得し活動している弁護士会ADRもあるのであり、執行力の付与についてだけ弁護士会を特別扱いする理由は見当たらないのではないかと懸念される。弁護士会ADRも認証を取得すればいいだけの話である。（個人）
- 弁護士会又は弁護士が行う和解あっせん手続は、認証ADR機関とは別に、相当数の事案の和解あっせんを行う実績を有しており、日本の民間ADRにおいて一定の地位を占めている。また、そのほかにも、弁護士会関係では、特

定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく住宅紛争審査会のあっせん手続・調停手続，公益財団法人日弁連交通事故相談センターの示談あっせんなどの手続も実施・運営されており，相当程度の事件について話合いの手続を実施している。このような実情やADR法に基づく認証制度の位置付けを踏まえると，執行力を付与し得る対象を認証ADR機関の手続に限定することは相当ではなく，少なくとも，①手続主宰者のうち1名以上の弁護士がいる和解あっせん・調停手続については認証ADR機関と同様に一定の執行力を付与する制度又は②弁護士法の会則等に規定する機関におけるあっせんについては認証ADR機関と同様に一定の執行力を付与する制度とすべきである。（個人）

【その他の意見】

- ・ 調停による和解合意に執行力が付与されることに伴う弊害を最小限度にとどめるため，調停による紛争解決の質の確保が不可欠であると考えられることから，国際調停，国内調停を問わず，執行力が付与されるべきADR機関は一定の規制がなされているADR機関に限定されるべきであり，現行法の下では，既にADR法に基づく認証制度があることから，当該認証制度の枠組みを前提とし，最低限，これら認証ADR機関が行う調停に限定することが妥当であるとする。ただし，ADR法の認証制度が，必ずしも執行力の付与の観点から整備された法令ではないため，現状のADR法の認証制度に加え，調停による和解合意に執行力が付与されるべきADR機関として必要な更なる規制，能力担保の方法が検討されるべきであり，そのような観点からのADR法の認証制度の見直しの検討も併せて行われるべきである。（JIPAC）
- ・ 甲案について，国際性の要件の中に基準として曖昧・不明確なものが含まれているので，審理判断に困難を来すおそれがある。（最高裁）
- ・ 乙2案で適用対象を限定する場合として，実体的・手続的正当性のない和解合意に執行力を付与しないという観点に即した適切な規律を設けることも考えられる。（最高裁）
- ・ 各ADR機関の自主性を尊重する観点から，当該ADR機関における和解合意が執行決定の対象となるかどうかについての当該ADR機関の判断を尊重するために方策について，十分に検討をすべきである。（ADR協会）

3 一定の紛争の適用除外

この法律は，次に掲げる紛争に関する調停により成立した和解合意については適用しない。（注1）

- ① 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）との間の契約に関する民事上の紛争（注2）
- ② 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）
- ③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争（注3）
- （注1）本文3は、前記本文2においていずれの案を採用したとしても、①ないし③に掲げた紛争に関する調停により成立した和解合意について、一律に適用除外とするものであるが、乙案を採用した場合には、①又は③に掲げた紛争について、国際性の有無により異なる規律を設けるとの考え方もある。
- （注2）消費者紛争に関する和解合意につき、一定の範囲又は要件の下、執行力を付与する対象とすることについて、引き続き検討する。
- （注3）家事紛争に関する和解合意につき、とりわけ扶養義務等の履行確保の観点から、一定の範囲又は要件の下、執行力を付与する対象とすることについて、引き続き検討する。

（意見の概要）

【適用除外とすることにつき賛成】

（全類型）

- ・ 原則として賛成である。ただし、今回の法制ではこれらの紛争を除外した上で、これらの分野を対象とする特別の立法により一定の機関・手続での調停に執行力を与えることにまで反対するものではない。（日弁連）
- ・ 試案に賛成するが、国際性を有する家事事件に関する和解合意に執行力を付すか否かについては、今後、積極的な検討課題とすべきである。（JAA）

（個別労働関係紛争）

- ・ 労働者と事業者との間に、交渉力や情報等の不均衡が想定されるのが一般的であるから執行力の付与は適当でない。（日司連）
- ・ 個別労働関係紛争については、適用範囲が甲案、乙1案、乙2案のいずれであっても、一律に適用を除外することが適切である。一般的に労働者と事業者との間に、交渉力や情報等の不均衡が想定され、公正でない内容の合意がされるおそれが懸念されることから、個別労働関係紛争に関する和解合意に執行力を付与し得るものとすべきではない。（連合）

(家事紛争)

- ・ 国際性を有する家事紛争（扶養義務等に係る合意も含む。）は、各国固有の法的な文化や公序による衝突が起りやすく、執行力付与の可否の判断に困難が生じ、判断の安定性が損なわれるおそれがある。（最高裁）
- ・ 家事紛争は、子の福祉等への配慮を要し、養育費の算定方法等も含め、一定の専門性が求められるほか、DVや経済的格差などによる当事者間の力の不均衡等が合意内容に反映されるおそれがあるところ、裁判所が、執行拒否事由の審査をするのみで弊害を回避することは、困難である。（最高裁）
- ・ 扶養義務等の支払を求めるものか、その他の金銭の支払を求めるものかが判然としない場合もあり得、その場合、執行力付与の対象を扶養義務等に限定するのであれば、執行力付与の対象か否かの判断に困難が生じる。他方、執行力付与の対象を扶養義務等に限定しない場合でも、扶養義務等に関する合意について民事執行法上の特則と同じ効力を認めるのであれば、執行の局面において、該当する部分の特定に困難が生じる。（最高裁）

【適用除外とすることにつき反対】

(全類型)

- ・ ①②③の各類型は、日本国内のADRにおける主要な紛争類型といえるものであり、執行力に対するニーズも大きなものと考えられる。乙2案を前提として国内事案においては認証ADR等一定の範囲に限定して執行決定の制度の対象とする場合には、これらの紛争類型を対象に含めたとしても、濫用のおそれ大きいとは言えないと考えられるから、とりわけ国内事案については、これらについても対象とすることについて、引き続き検討すべきである。（ADR協会）
- ・ 国内調停事案については適用除外の紛争類型を設けることに強く反対する。昨今、新型コロナを受けて、ODRは、深刻な感染症や大規模災害等でも止まらない強靱なリーガルインフラとして注目されつつある。ODRで扱う紛争は低額であるという特色があるほか、定型化（パターン化）できる案件について効果を発揮するという最大の特徴がある点を忘れてはならない。ODRは定型化によって紛争解決当事者の金銭的・時間的・心理的な紛争解決コストを劇的に引き下げる効果を有するものであり、定型化可能な紛争類型にはB to C取引に係るトラブルや労働問題、離婚、相続などが含まれる。これらの紛争類型については、日本国内におけるODR推進の観点から、適用除外とすることには慎重であるべきである。（個人）
- ・ 消費者紛争、個別労働関係紛争については片面的な執行力の付与の可能性が

あるのではないか、家事紛争については一定の家事紛争に執行力を付与するニーズが高いのではないかという観点から、執行力を付与し得ることについては、更に積極的、具体的に検討すべきである。執行力を付与する弊害については、手続主宰者が和解合意に関与していることで一定程度小さくなるものと思われる。(個人)

(消費者紛争)

- 消費者と事業者との間の契約に関する民事上の紛争を適用対象とすることは、その和解合意の内容として消費者の事業者に対する請求権を含む場合は、消費者にとってもメリットがあると思われる。一方で事業者の消費者に対する請求権も対象とすることについては、消費者に不利益となる側面も否定できない。とはいえ、消費者から事業者に対する請求権が和解合意の内容である場合にのみ片面的に適用対象とすることは、事業者の手続応諾拒否を誘発する可能性や、その他制度上の問題があると思われる。そうであれば、消費者と事業者との間の契約そのものを適用対象とした上で、事業者の消費者に対する請求に関する和解合意に執行力を付与する場合は、事業者の消費者に対する請求を含む合意については消費者が不利益にならないよう手続上の配慮を制度上定める必要がある。(日司連)

(家事紛争)

- 家事紛争であっても給付請求権が問題となり、それが調停手続で真意に基づき合意された場合、執行力付与の正当化根拠を両当事者の真意に基づく合意にみるとき、執行力付与を否定する理由は見当たらないというべきである。例えば、婚姻費用請求権、養育費請求権、扶養料請求権などが真意に基づき合意された場合に、その和解合意に執行力を認めることは極めて有用である。(仙台弁)
- 家事紛争のうち、履行が長期間にわたるものや子の利益のために必要性が高いもの、義務化されることになった相続登記など登記が含まれるもの、及び金銭の授受に関する和解合意については執行力を付与すべきである。(日司連)

【その他の意見】

- 消費者紛争、個別労働関係紛争の具体的内容を明確にされたい。(法友会)
- 消費者紛争、個別労働関係紛争について、消費者あるいは労働者が給付請求権を有する場合には執行力を付与してよいと考える(いわゆる片面的効力)。(仙台弁)

4 和解合意に基づく民事執行の合意

この法律は、和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限り、当該和解合意について適用する。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁、ADR協会、日司連、JILA、JAA、日弁連

- ・ 当事者の意思表示の方法を、和解合意に強制執行に服する旨の陳述を記載する方法に限定するべきではない。(大阪弁)
- ・ 当事者が民事執行の合意をした場合に限り執行決定の対象とすることについては賛成であるが、とりわけ国内事案の場合、合意の時期(事前又は事後の合意がどの範囲で認められるのかなど)及び態様(合意について調停人が確認する必要がないかなど)について、慎重に検討する必要がある。(ADR協会)
- ・ 公正証書においても執行認諾文言が必要なことを考えると、和解合意に執行力を付与する場合にも当事者の執行に関する合意は必要であると考え。(日司連)
- ・ 日本の法律で国際調停における和解合意に執行力を認める場合には、和解合意が、日本企業が通常財産を多く有する日本では執行可能である一方、調停の相手方が財産を多く有する国では執行可能ではないという不均衡が生じる場面も生じることが想定される。このような場合に備え、日本企業の立場としては、このような不均衡の有無についても精査した上で、調停による紛争解決を行うか否かの決定、和解案を受け入れるか否かの決定及び執行力を付与するか否かの決定を行えるようにしておくことが必要となる。試案では、和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限り、当該和解合意について適用するとしており、執行力付与について当事者の合意を要求することで、日本企業が上記の判断を遺漏なく行えるような選択の機会を提供したと評価することができる。(JILA)
- ・ 国際性を有する和解合意に執行力を付与することの手続的・実体的正当性を担保するものであり、我が国の国内調停実務との調整の観点からも「和解合意に基づく民事執行の合意」を求めることは必要である。(JAA)
- ・ 調停による和解合意への執行力の付与を当事者の明示的かつ積極的な合意(意思)にかからしめ、執行力の有無について当事者に選択の機会を与えることで、執行力を付与する実体的正当性及び手続的正当性を、制度的に更に確保することができる。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 当事者がいつまでにどのような方法で民事執行の合意をすればそれが有効な合意となるのかが明らかになるよう検討されたい。(法友会)
- ・ 和解合意に基づく民事執行の合意についても書面性を要求することが望ましい。(法友会, 最高裁)
- ・ 調停人(手続主宰者)の関与がない時期に当事者間のみで事後に和解合意に基づく民事執行の合意をするような場合を想定すると, 調停人や調停機関が気づき知らぬところで事後に執行力が生じる事態が発生することになる。シンガポール条約におけるオプトイン留保の規定との整合性を保つこと自体は重要な観点であるが, これらの規律については, 相当慎重に検討する必要があると考える。(個人)
- ・ 民間ADRにおいて多様な合意がなされている現状を踏まえると, 一定の執行力を付与する要件として, 「和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し, その旨が和解契約書に記載されていること」のほか, 調停人・あっせん人が執行力を付与することが相当であると判断し, 執行力を付与することを和解合意において明示していることを要件とするのが望ましいと考える。(個人)

5 一定の和解合意の適用除外

この法律は, 次に掲げる和解合意には適用しない。

- ① 裁判所により認可され又は裁判所の手続において成立した和解合意であって, その裁判所の属する国でこれに基づいて強制執行をすることができるもの。
- ② 仲裁判断としての効力を有する和解合意であって, これに基づいて強制執行をすることができるもの。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁, 日弁連

- ・ 裁判上の和解については, ハーグ国際私法会議の「民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約」との関係で別途の検討が必要である。(日弁連)
- ・ 仲裁判断としての効力を有する和解合意については現行の仲裁法で既に執行

力がある。(日弁連)

【反対】なし

6 書面によってされた和解合意

- (1) 和解合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、書面によってされたものとする。
- (2) 和解合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その和解合意は、書面によってされたものとする。
- (3) 電磁的記録については、当事者又は調停人の同一性を確認し、当該電磁的記録に含まれる情報に関する当事者又は調停人の意思を明らかにする方法が使用されており、かつ、その方法が、関連する合意を含むあらゆる事情に照らして、当該電磁的記録の作成又は伝達のために適切であると信頼することのできるものであるか又は上記の機能を事実上満たすと認められるときに、当該和解合意は当事者又は調停人によって署名されたものとする。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，日弁連

- ・ 和解合意の存在や内容を確定するためには書面性が必要であるが、書面性に関する規律については、国際商事仲裁モデル法における仲裁合意の書面性要件と整合させるのが相当である。(日弁連)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ (2)の要件と(3)の要件の関係について明確になるよう検討されたい(電磁的録による場合に限らず、和解合意に執行力を付与するためには、書面性と署名の両方の要件の充足が必要との理解でよいか明確にされたい)。(法友会)
- ・ 口頭によって和解合意が成立したことを音声によって記録した場合も書面性の要件を充足するとの理解であるとすれば、この場合にどのような条件を満たせば署名の要件が充足されるのかについて明確にされたい。(法友会)

7 和解合意の執行決定

- (1) 和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）を求める申立てをすることができる。
- (2) 前記(1)の申立てをするときは、当事者全員により署名された和解合意、当該和解合意が調停により成立したものであることを証明するもの（当該和解合意における調停人の署名、調停人が署名した証明書、調停を実施した機関による証明書その他裁判所が相当と認めるものをいう。）及び和解合意（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。（注1）
- (3) 前記(1)の申立てを受けた裁判所は、当該和解合意に関する他の申立てが他の裁判所、仲裁廷又はその他の権限ある機関に対してもされており、それが前記(1)の申立てに影響を及ぼし得る場合において、必要があると認めるときは、前記(1)の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、前記(1)の申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。
- (4) 前記(1)の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。
（注2）
 - ① 当事者が合意により定めた地方裁判所
 - ② 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
 - ③ 請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所
- (5) 前記(4)の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあつた裁判所が管轄する。
- (6) 裁判所は、前記(1)の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。
- (7) 裁判所は、前記(1)の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
- (8) 前記(1)の申立てに係る事件についての前記(6)又は(7)の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- (9) 裁判所は、後記8の規定により前記(1)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。
- (10) 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期

日を経なければ、前記(1)の申立てについての決定をすることができない。
(11) 前記(1)の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(注1) 一定の要件の下、訳文添付の省略を認める規律を設けるとの考え方もある。

(注2) 「国際性」を有する和解合意に基づく執行決定の申立てについて、特別な管轄規律を設けるとの考え方もある。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，日弁連

- ・ 和解合意に執行力を付与する大前提は、実体的正当性及び手続的正当性を確保し、かつ弊害除去を担保するため、仲裁判断の執行力付与の場合と同様の執行決定制度を導入し、少なくとも仲裁判断と同様の執行拒否事由を採用することである。かくして、裁判所の関与の下、和解合意の内容や手続の適切性、妥当性が確保されることになる。(日弁連)

【反対】なし

【(注1)(注2)に対する意見】

- ・ 国際調停の活性化のためには、仲裁判断の執行決定の場合と同様に、和解合意の日本語による翻訳文を提出しなくてよいケースを規定するのが望ましい。(法友会)
- ・ 訳文の省略を認めるべきである。仲裁と比べて調停は、提出され得る文書等が和解合意等に限られ、特別な取扱いの必要性は低いのではとの議論があるがそうではない。調停では、執行拒否事由の有無の審理において調停人の規範違反や impartiality と和解合意との間に因果関係が議論され得るため、裁判所における執行手続において、調停手続に関する文書等として相当量の外国語の資料が双方から提出される展開は十分にあり得る。国際調停においても訳文添付を省略するニーズは高い。(J A A)
- ・ 国際性を有する和解合意に基づく執行決定の申立てについては、特別な管轄規律、具体的には、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に競合管轄を認めることが望ましいとの意見があった。(最高裁)
- ・ 7の(注1)(訳文添付)及び(注2)(「国際性」を有する和解合意に基づく執行決定の特別な管轄規律)について、国際仲裁の規律に準じた規律が適当であるとする。(日弁連，個人)

【その他の意見】

- ・ 和解合意に基づいて民事執行をしようとする場合、裁判所の執行決定が必要であることに異論はないが、裁判所における執行決定に関する手続が簡易であり、短期間で決定が出るように配慮すべきである。例えば、当該和解合意の手続がなされた機関の性質や専門性により特則を設けるなどのことも検討すべきである。(日司連)
- ・ 執行拒否事由として主張される和解の実体法上の取消・無効事由については、憲法上の要請から請求異議の訴え等で主張することができるとした場合、執行決定手続において当事者に実質的な手続保障が十分に配慮されているにもかかわらず、実質的に審理を繰り返すことを許すことになり、迅速な紛争解決に反する。したがって、決定手続を判決手続に改め、その手続で取消・無効事由の存否を確定すべきではないか。(個人)

8 和解合意の執行拒否事由

裁判所は、前記7(1)の申立てがあった場合において、次に掲げる事由のいずれかがある場合（①から⑨までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。

- ① 和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
- ② 和解合意が、当事者が合意により和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは、裁判所が和解合意について適用すべきものと判断する法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、無効であるか、失効しているか、又は履行不能であること。
- ③ 和解合意が、それ自体の文言によれば、拘束力がないか、又は終局性がないこと。
- ④ 和解合意が、事後的に変更されたこと。
- ⑤ 和解合意に基づく義務が履行されたこと。
- ⑥ 和解合意に基づく義務が明確でないか、又は理解することができないこと。
- ⑦ 和解合意に基づく民事執行が当該和解合意の文言に反すること。
- ⑧ 調停人に、調停人又は調停に適用される規範に対する重大な違反があり、当該違反がなければ当事者が当該和解合意をするに至らなかったこ

と。

- ⑨ 調停人が、調停人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を当事者に開示せず、当該不開示による重大又は不当な影響がなければ当事者が当該和解合意をするに至らなかったこと。
- ⑩ 和解合意に基づく民事執行が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。
- ⑪ 和解合意の対象である事項が、日本の法令によれば、和解合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，日弁連

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 執行拒否事由の⑩や⑪等については、具体的にどのようなケースが該当し得るのか、シンガポール条約の趣旨を損ねない範囲で、可能な限り明確にするのが調停の活性化の観点から望ましい。(法友会)
- ・ 執行拒否事由が認められるが、裁判所の裁量により執行決定の申立てを却下しないことができるのがどのような場合なのかが明らかではないため、審理判断に困難を来すおそれがある。(最高裁)

9 和解合意の援用

和解合意の援用については、特に規律を設けないものとする。

(意見の概要)

【賛成】大阪弁，日弁連

- ・ 我が国では、現行法上、既に特段の経路を経ることなく和解の効力を請求原因や抗弁等として訴訟で主張できるので、新たな規律は不要である。(日弁連)

【反対】なし

第3部 民事調停事件の管轄に関する規律の見直し

民事調停事件の管轄に関し、次の規律を設ける（注）。

知的財産の紛争に関する調停事件は、民事調停法第3条に規定する裁判所のほか、同条の規定（管轄の合意に関する規定を除く。）により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とする。

- 1 東京高等裁判所，名古屋高等裁判所，仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所
東京地方裁判所
- 2 大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所
大阪地方裁判所

（注）知的財産の紛争以外の紛争に関する調停事件の管轄等については、引き続き検討する。例えば、専門的な知見を要する〔専門的な知識経験が必要とされる〕事件を処理するために特に必要があると認められるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に事件を移送することができるとの規律や、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所において事件を自ら処理することができるとの規律を設けるとの考え方がある。

（意見の概要）

【賛成】大阪弁，日弁連，連合，個人

- ・ 賛成する。知的財産に関する調停については、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に一定の専門的知識・経験を有する人材が存在しており、適正な調停が期待できることに加え、知的財産訴訟の管轄が両地方裁判所に集中し、定着していることを踏まえ、調停から訴訟への移行が円滑になることから賛成である。（日弁連）
- ・ 知的財産の紛争に関する調停事件は、専門的な事件処理態勢を構築している東京地方裁判所と大阪地方裁判所に競合管轄を認める試案について、異論はない。（連合）

【反対】なし

【その他の意見】最高裁，個人

- ・ 当事者から、知財調停を積極的に活用する際の主要な隘路として、事前に当

事者間で管轄合意書を作成しなくてはならないことが指摘されている。(最高裁)

- 自庁処理の規律は、土地管轄に関する相手方の利益を害することになりかねない。また、自庁処理が相当とはいえない事案が申し立てられた場合には、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所から本来の管轄裁判所に移送する事態が想定され、自庁処理についての申立人の期待に添わない結果となるおそれがある。(最高裁)
- (注)の考え方についてはおおむね理解できるが、民事訴訟法の管轄規定などと併せて検討すればよく、今回は見送るべきである。(個人)
- 知的財産の紛争に限らず、建築や医療に関わる紛争についても、建築調停専門部の制度が設けられている東京地方裁判所や大阪地方裁判所に競合管轄を設けることを積極的に検討すべきである。また、このような制度の法制化が難しいとしても、試案の(注)で示されたように、柔軟に移送を認める規律や自庁処理の規律を積極的に検討すべきである。ただし、建築に関わる紛争については、必要に応じて現地で調停期日を開催することがあることには一定の留意が必要と思われる。(個人)

(別紙)

意見提出団体とその略称

団体名	略称
大阪弁護士会	大阪弁
経営法友会	法友会
最高裁判所	最高裁
仙台弁護士会	仙台弁
日本ADR協会	ADR協会
日本経済団体連合会	経団連
日本司法書士会連合会	日司連
日本組織内弁護士協会 国際仲裁研究会	J I L A
日本知的財産仲裁センター	J I P A C
日本仲裁人協会	J A A
日本不動産鑑定士協会連合会	J A R E A
日本弁護士連合会	日弁連
日本労働組合総連合会	連合